

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福島県報

目次

福島県監査委員

○福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

○福島県監査委員が取り扱う個人情報
の保護に関する規程の一部を改正する規程

○福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県監査委員

福島県監査委員告示第一号

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

福島県監査委員事務局規程(昭和五十三年福島県監査委員告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(組織)

第二条 事務局に次の課を置く。

監査総務課

普通会計監査課

企業会計監査課

第三条の見出しを「(課の分掌事務)」に改め、同条中「各グループ」を「各課」に改め、同条の表総務企画グループの項中「総務企画グループ」を「監査総務課」に改め、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同項第十六号中「他グループ」を「他課」に改め、同号を同項第十五号とし、同表普通会計グループの項中「普通会計グループ」を「普通会計監査課」に改め、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の

福島県監査委員

次に次の一号を加える。

二 健全化判断比率の審査に関すること。

第三条の表企業会計グループの項中「企業会計グループ」を「企業会計監査課」に改め、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 資金不足比率の審査に関すること。

第四条第一項中「総括参事及び参事」を「次長及び課長」に改め、同条第二項中「監査主幹、副監査主幹、専門監査主査、監査主査、副監査主査及び監査主事」を「主幹、副課長、主任主査、主査、副主査及び主事」に改め、同条第三項中「総括参事、局参事、参事、監査参事、監査主幹、副監査主幹、専門監査主査、監査主査、副監査主査及び監査主事」を「次長、局参事、課長、監査参事、主幹、副課長、主任主査、主査、副主査及び主事」に改める。

第五条第二項中「総括参事」を「次長」に改め、同条第四項中「参事」を「課長」に、「グループ」を「課」に改め、同条第六項中「監査主幹」を「主幹」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 副課長は、課長を補佐し、課の事務を整理する。

第五条第八項中「専門監査主査」を「主任主査」に改め、同条第九項中「監査主査」を「主査」に改め、同条第十項中「副監査主査」を「副主査」に改め、同条第十一項中「監査主事」を「主事」に改める。

第六条、第七条及び第八条中「総括参事及び参事」を「次長及び課長」に改める。

第九条の表中「総括参事」を「次長」に、「主務参事」を「主務課長」に、「参事を」を「課長を」に、「一参事」を「一課長」に改める。

第十二条第二項中「グループのグループ員」を「課の課員」に改める。

別表第一事務局長の専決事項の欄第3号から第8号までの規定中「総括参事」を「次長」に改め、同欄に次の一号を加える。

10 その他職員に関する庶務の処理

別表第一総括参事の専決事項の欄中「総括参事の」を「次長の」に改め、同欄第2号中「総括参事」を「次長」に、「並びに参事」を「並びに課長」に改め、同欄第3号から第7号までの規定中「参事及び」を「課長及び」に改め、同表参事の専決事項の欄中「参事の」を「課長の」に改め、同欄第1号中「グループ員」を「課員」に改め、同欄第2号中「参事及び」を「課長及び」に、「グループ員」を「課員」に改め、同欄第3号から第6号まで及び第15号中「グループ員」を「課員」に改め、同表備考中「参事の」を「課長の」に、「総務企画グループ参事」を「監査総務課長」に改める。

様式第二号中「シ、ハイ、ホ」を「シ、ホ」に改める。

附則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

福島県監査委員告示第二号

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次の

ように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県監査委員

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。

様式第一号（その一）中「主幹グループ」を「主幹課」に、「事務取扱グループ」を「事務取扱課」に改め、同様式（その二）中「保有グループ」を「保有課」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第四号中「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に、「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第五号から様式第十一号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第十二号中「した実施機関の担当グループ」を「した実施機関の担当課」に、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

様式第十三号から様式第十七号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第十八号中「した実施機関の担当グループ」を「した実施機関の担当課」に、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

様式第十九号から様式第二十二号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第二十三号中「訂正決定等」を「利用停止決定等」に、「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に、「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第二十四号中「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に、「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第二十五号中「担当グループ」を「担当課」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定（「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に改める部分に限る。）、様式第二十三号の改正規定（「担当グループ」を「担当課」に改める部分を除く。）及び様式第二十四号の改正規定（「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「旧規程」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、旧規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「新規規程」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、新規規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び新規規程様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。

3 この規程の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

福島県監査委員告示第三号

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県監査委員

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。

様式第一号から様式第六号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第七号中「した実施機関の担当グループ」を「した実施機関の担当課」に、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

様式第八号から様式第十号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程様式第一号による公文書開示請求書とみなす。

3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。